

学校・保育園給食は子どもの成長といのちに関わる問題

「もっと十分な時間をかけた話し合いが必要」と呼びかけて陳情署名に取り組んでいます。
みなさんのお宅を訪問し署名のお願いをしますので、ぜひ、ご協力願います。

子どもたちに安心・安全で

おいしい給食を



区の行政責任はどうか？

給食の場合、区は、子どもたちに安心・安全で、おいしい給食を提供する義務をもっています。調理現場での日々の指揮・監督と連携が直接できてこそ、安全で、おいしい給食ができます。しかし、民間業者の調理員とは、直接、区との雇用関係がありませんので、区が調理員を指揮・監督することはできません。食中毒など、子どものいのちに関わる業務を直接、指揮・監督ができない民間業者に委託して、区が給食に責任をもてる体制といえるでしょうか。

給食は教育・保育の一貫

保育士と調理員、栄養士の協力が必要

現在、偏った食生活、輸入食品などの「食」の安全、食物アレルギーの問題など、子どもたちの食生活を取り巻く状況は大変なものがあります。

給食の目的は、「食」を通して子どもの成長・発達を実現することです。また、区は、教育・保育の一貫として子どもたちに「食」の楽しさを教え、安全でおいしい給食を提供することが求められています。

そのためには、保育士と調理員、栄養士が同じ区職員の方が保育園給食の目的を実現できるのではないのでしょうか。

コスト効率主義優先

子ども健康と安全は大丈夫？

衛生管理が十分でない食中毒やO-157が心配です。子どものことを考えると、直営でも民間業者委託でも衛生管理は十分すぎるくらい必要です。この点で衛生管理の研修が欠かせません。しかし、民間業者委託では、区が責任をもって民間業者の調理員の研修を実施し、調理員の質を上げることができません。コスト効率主義の民間業者では、子どもの健康と安全が不安です。

区が民間業者の低賃金構造にたよってよいのでしょうか？

自治体は、労働行政を担い、住民や労働者の生活の向上、地域の生活水準引き上げを課題にした公共機関です。その自治体が、給食が安いからと委託することは、民間業者の低賃金構造を容認し、たよることになります。たよること自体が地域全体の低賃金構造を温存することに手を貸すことになるでしょう。

給食まつり

子どもと一緒に
参加を。参加無料

二月十七日(日)午前十一時から 富士見小にて

「食の安全」についてのお話など。

給食の試食を用意しています。

主催・千代田区職労

千代田区職員労働組合

千代田区九段南1-6-11

TEL 3264-0151 ご意見をお寄せください。
FAX 3221-9886



子どもや高齢者に「痛み」を求めるもの

**保育園、特養ホーム、障害者施設、
学校・保育園給食、児童館・学童ク
ラブなどの民営化を打ち出す**

千代田区は一月二日に「新行革大綱」案を発表しました。その内実は、安上がり行政をめざして、特養ホーム、障害者福祉施設、保育園、児童館・学童クラブ、学校・保育園給食、図書館など、区民にもっとも身近な施設や業務をまるごと民営化、業務委託にするとしています。こうした民営方式の導入・民間委託は、区の行政責任を放棄し、「自治体とは何をするとこころ？」という根本的な問いを発しています。「新行革大綱」案は、子どもや高齢者、障害者に対し、人手不足や委託による不安定なサービスによる「痛み」を求めるものとなっています。

民間業者任せで区の責任はどうなる？

民営化などの問題点を一緒に考えてみてくださーい

★ **民間業者委託は本当に安上がりか？**

区が民間に委託する動機は、コストが安いということですが。しかし、給食の場合で考えてみると、区のコスト計算は、短期的な比較をもって、経費節減できると主張しますが、長期的にみて費用がどうなるか見る必要があります。業者委託と直営でのコストの大きな違いは人件費の違いによりります。

他区の学校給食の業者委託費を長期的にみると、委託費の伸びが人件費の伸びを大きく上回っており、こうした傾向が続くと、直営で行うよりも高くなることが予測されています。このように、民間業者委託が決してコストが安くなるとはいえません。

★ **専門性の蓄積は不安定雇用の民間業者では不十分**

保育園の民営化で安心してお子さんを預けられるでしょうか。例えば、保育園の保育士の専門性は約十二年間の経験があると言われてはいますが、短期雇用の多い民間業者では、到底この専門性をカバーすることは難しく、保育園の質が問われます。

★ **サービスへの不満・苦情は直接業者に届かない**

民間業者の運営では、そのサービスに不満や苦情があった場合、直接業者に言えず、指導する区に対し間接的に言うことになり、条件、内容等に直接口を挟むことはできません。従って、区民は気に入らないなら他のサービスを選ぶしかありません。

区直営では、区民が直接区に対し、不満・苦情が述べられ、行政に直接参加することができません。これが憲法で保障された住民自治原則を発展させる方向といえます。

区職員を300人削減（全職員の二二％に相当）

福祉、教育分野等で人手不足に

区民サービスの低下は避けられない

区は、5年間で職員定数を300人削減し、約1000人体制にするとマスコミに発表しました。これは、職員団体と協議することなく、一方的なものとなっています。この削減は主に「退職不補充」「保育園の民営方式の導入」「民間委託の推進」「新規採用を厳しく抑制」などによって進めようとしており、区民に「痛み」を求めるものとなっています。特にマンパワーの必要な福祉・教育分野では、人手が不足し、「区民サービスの低下」は避けられません。

「区民サービスの維持・向上」のための職員配置を図ることこそが求められています。